

Digital Economy



日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、経済成長と雇用創出を同時に実現するには、新たな価値創造に寄与するイノベーションやサービスを創出し、デジタルトランスフォーメーションを加速することが不可欠であると認識している。両協議会は両国政府と緊密に連携をしながら、これらの挑戦に断固として取り組み、また積極的な役割を果たし対応していく。この事を念頭に置き、両国政府に対し以下を提言する。

1. ルールに基づくグローバルな通商システムの強化・促進

両協議会は、産業界による広域なバリューチェーンを構築する多大な努力を鑑み、グローバルな経済の拡大を促進する上で日米両国政府のリーダーシップが重要と認識している。我々は両国政府に対し、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の高い標準を元にした、経済の成長・統合を促進する、ルールに基づくグローバルな通商システムを発展・強化することを求める。これらの協定は、将来のグローバルな経済成長の最大の貢献要因である、地域に於けるデジタル経済拡大のためのモデルとして機能する。

また両協議会は、米国政府が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)へ再加盟することが、インド太平洋における米国行政の経済的、戦略的大志を実現する最良の道筋であると信ずる。更に両議会は、インド太平洋経済枠組み(IPEF)は、日米デジタル貿易協定やアメリカ合衆国、メキシコ合衆国及びカナダとの協定(USMCA)のデジタル貿易章を基盤とする高度な標準なものであることに加え、執行可能なコミットメントを含めれば、実効性のある枠組みとなり得ると認識している。

また両協議会は、ルールに基づくグローバルな通商システムを強化するため、両政府がWTOにおける議論のプロセスと手続きを改善し明確化するための改革努力に協力することを推奨する。

2. 国境を越える自由なデータ流通の促進

我々は信頼できるデジタル経済を確立するためには、データ利活用を実現しつつ、ルール、アーキテクチャー、そしてトラストアンカーに関する国際的な相互運用性を確保することで、信頼できる自由なデータ流通を促進することが不可欠であると考える。

我々は、DFFTを含む国境を越えるデータ流通を促進する政策枠組みや日米デジタル貿易協定などの頑強なデジタル貿易の規律を推進する両国政府の尽力を評価する。また、我々は貿易ルールの整備と実行と並行し、データ流通の規制や運用上の障壁を除外することの重要性を認識している。2023年日本の議長国であるG7は、DFFTでの合意を拡大し実行を促進する重要な機会となろう。

一方で、自由なデータ流通を制限するデジタル保護主義が、一部の国や地域で蔓延している。我々は、信頼

性と自由なデータ流通を促進するため、G20、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)及び世界貿易機関(WTO)といった多国間フォーラムにおいて両国政府が引き続き緊密に協力することを強く推奨する。両協議会は、両国政府が、電子商取引における関税不賦課の恒久化などデータ流通を可及的早期に可能とし促進する条項を含めた世界貿易機関の共同声明イニシアチブにおいて、高度な標準と商業的に意味のある成果を達成するため更に協働することを推奨する。

3. プライバシー、データ保護及びイノベーションの強化

両協議会は、プライバシー、データ保護及びイノベーションを促進する政策枠組みに取り組む。我々は、両国政府が多国間フォーラムにおいて、高水準のプライバシー保護と開かれたデジタル市場を促進することを推奨する。また、こうした諸原則を採用するため、両国政府が APEC 越境プライバシールール(CBPR)システムやグローバル CBPR フォーラム、政府による個人データへのアクセスに関する OECD での検討といった確立されたメカニズムを通じて、これらの諸原則を推進することを奨励する。我々は、本年末までに妥協のない OECD の合意が得られるよう政府のリードの下、活動していく。各国が個人情報の保護とイノベーションを支援する枠組みを追求するにあたり、政府は新たな規制が設計と実行の両面において差別的でないものとなるようにすべきである。

両協議会は、医療情報や財務情報などのデータ流通と活用が、パンデミックや災害への対応、また電子商取引とデジタル・エコノミーのそれぞれの推進に重要であると理解している。我々は、引き続き多国間会合やフォーラムを通じて、両国政府が国際的な規範を確立することに向けた議論を主導することを求める。

4. 安全で信頼できる次世代情報通信インフラの整備と推進

両協議会は、安全で信頼できる次世代通信インフラは、5G・6G・Beyond 5Gといわれる技術も含め、全ての産業を通じて、イノベーションを可能とし新しい機会を創出するものであると信じている。我々はまた、オープンで相互運用性のあるアーキテクチャーは、信頼できるベンダーを選択し、サプライチェーンを多様化するための選択肢を拡大させることで経済安全保障を強化するための鍵となるものと確信している。我々は、2021年5月に立ち上げられた日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップに基づき、両国政府が、国内外においてバーチャルでオープンかつ相互運用可能な5G技術とソリューションの活用と、また開発、任意的採用を加速する、明確、安全且つ信頼できるICT 5G技術の公共政策の確立を継続することを求める。Open Radio Access Networks(Open RAN)はこの戦略の重要な部分であり、成熟に向けての初期段階にある。我々は、研究、開発、テスト、実装向け投資として表明された25 億ドル、20億ドルの各コミットメントを遂行することで、両国政府がこれらの技術の採用を加速させるためのイニシアチブを取ることを推奨する。ライセンス免除の周波数帯の分野について、我々は日本が最近 6 GHz 帯域 (5.925-7.125 GHz) の一部を解放したことを歓迎し、また将来の更なる解放を期待している。Wi-Fi などのライセンス免除の技術は、日本の消費者と企業の自社運用／宅内ネットワークや携帯電話網以外への負荷分散のみならず、6 GHz帯域のグローバルな市場アクセスを必要とする日本の消費者向けWi-Fi 搭載製品の製造業者にとっても重要である。また我々は、両国政府による6G・Beyond 5Gの研究開発への更なる投資が、将来のこれらのソリューションの活用機会を増大させると信じている。

我々は、有志国が 5G の開発と実装促進、Open RAN の採用、6G・Beyond 5G への投資と言った類似の政策を採択することを促すため、両国政府が引き続き協調するとともに重要な役割を果たすことを要請する。これには、G7 が去る 6 月に発表した、2027 年までに民間資金を含めて 6,000 億ドルの途上国インフラ投資支援を目指す新たな枠組みであるグローバルインフラ投資パートナーシップ(PGII)の活用を含む。両協議会

は、民間セクターの協力があれば、信頼できるベンダーからのオープンで相互運用可能なアーキテクチャーの採用と、他市場における信頼性の高い5Gネットワークの構築を加速することが可能であると考える。

5. 人工知能(AI)の利活用促進の努力

両協議会は、両国政府が共同研究及び研究者の交流を通して科学技術に関する研究開発機関間の協働及びパートナーシップを強化するための「日米競争力・強靭性(CoRe)パートナーシップ」に基づき、AI技術の開発と活用促進において両国政府が引き続き主導的な役割を果たすことを求める。

両協議会は、両国政府が合意に基づく、産業界主導のグローバル・ベースのAI標準の開発及び適用を通じて、AI技術の発展を促進することを推奨し、また柔軟性を有し、リスクベースであり、透明且つ自発的で多くのステークホルダーが関与するプロセスで動くガバナンスの枠組みを構築・推進するよう推奨する。我々は、両政府が民間企業の投資意欲が拡大し、また革新的AI技術の利活用により社会的便益が最大化されることを目指すべきであると考える。

我々は、両国政府が産業界及び市民社会と緊密に協働して、人間中心の価値観、公平性、説明可能性、透明性、安全安心及び説明責任に焦点を当てた倫理の基準と原則を策定するため、グローバルなリーダーシップの役割を果たすことを要請する。また、AIに関するOECD専門家ネットワーク(ONE AI)、AIに関するグローバル・パートナーシップ(GPAI)などの会合での多国間による討議を引き続き支援することを期待する。

我々は、AIシステムをリスクに応じて管理し公平に分類するため、またステークホルダーに課せられた責任から生ずるコストと便益の間の最適なバランスを慎重に考慮するために、両国政府が産業界と協力することを望んでいる。

6. 量子情報科学・技術の利活用促進の努力

我々は、両国政府に、日米競争力・強靭性(CoRe)パートナーシップに基づき、実証スキームと共同開発の実行を通して、有益でグローバルスタンダードな量子情報や量子コンピューティングなどの先端ソリューションの社会実装を加速させるよう求める。また、引き続き安全性を確保できる量子技術を基礎とした暗号通信の開発を促進するための二国間の努力を評価する。

我々は、両国政府が、両国間だけでなく将来的に他の同志国とも共同で技術の調達及び活用を行う可能性も見据え、重要・新興技術の共同研究開発プロジェクトを実行する意図を有することを支持する。

加えて、両国が公正でルールに基づいた標準開発プロセスを特定・保護し、量子コンピューティングなどの先端・重要技術の重要標準の策定プロセスへの産業界の参画とその能力を強化するためのアプローチを確立することが重要である。

7. 増大するサイバーリスクを管理するためのベストプラクティスと国際標準の奨励

両協議会は、サイバーリスク管理が、特に重要なインフラにおいて、両国の経済安全保障及び国家安全保障とデジタル貿易の我々二国間のパートナーシップにとって不可欠であると認識している。常に進化し続けるサイバーセキュリティの脅威を踏まえ、両協議会は、サイバーリスク管理には、規範的な規制よりもリスクベースのアプローチの方がより有効であると認識している。

特に、我々が重要インフラを狙う脅威に常に晒されていることを念頭に、企業や組織が検出した攻撃の痕跡をリアルタイムに共有化することが可能な集団的な防御の仕組みが重要であると考える。

サイバーセキュリティへのアプローチは、企業がセキュリティの状態を長期に亘り評価し強化するのに資する、産業界により良く吟味されたものに沿つたものでなければならない。産業界が、進化し続けるサイバーカンパニーに対し、進化し続けるベストプラクティス及び世界的に認知された標準をもって立ち向かえるようにすることが、より柔軟性が高く常に最新の、リスクベースのサイバーセキュリティ・アプローチに道を開く。

政府が将来の政策策定において、NIST サイバーセキュリティ・フレームワークや ISO/IEC 27003:2018 (IT 安全技術—サイバーセキュリティの枠組みにおける既存の標準の活用)などの既存のサイバーセキュリティの枠組みのベストプラクティスを出発点とすれば、民間産業界にとって大きな利益となる。

8. ICT サプライヤーの「信頼性」の確立

国際的な脅威に対処する上での世界中の企業にとっての ICT における信頼性の重要性に鑑み、両協議会は「第 58 回 日米財界人会議のデジタル・エコノミー分科会共同声明附属文書」において、「ICT サプライヤーの信頼を構築するための推奨される諸原則」案を表明したが、我々はこれらの原則がインド太平洋地域横断のベストプラクティスを確立するための有効な枠組みとして役立つことを希望している。